

# 同族会社の判定

## 1、同族会社の判定

次の①～③のいずれかに該当する会社を同族会社といたします。

- ①  $\frac{\text{会社の株主等の3人以下が有する株式の数(又は出資の金額)}}{\text{その会社の発行済株式(又は出資)の総数(又は総額)}} > 50\%$
- ②  $\frac{\text{会社の株主等の3人以下が有する議決権}}{\text{議決権の総数}} > 50\%$
- ③  $\frac{\text{株主等の3人以下}}{\text{合名会社、合資会社又は合同会社である会社の社員の総数}} > 50\%$

## 2、特定同族会社の判定

会社の株主等の1人とその株主等と特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数の株式又は金額の出資を有する場合のその会社を特定同族会社といい、つぎの①～③のいずれかの会社が該当します。

- ①  $\frac{\text{会社の株主等の1人以下が有する株式の数(又は出資の金額)}}{\text{その会社の発行済株式(又は出資)の総数(又は総額)}} > 50\%$
- ②  $\frac{\text{会社の株主等の1人以下が有する議決権}}{\text{議決権の総数}} > 50\%$
- ③  $\frac{\text{株主等の1人}}{\text{合名会社、合資会社又は合同会社である会社の社員の総数}} > 50\%$

## 3、留意点

- ① 名義株は、実際の権利者が株主等として取扱われる。
- ② 自己株式を有する法人が同族会社か否かの判定をする場合には、株主等にはその法人を、また、発行済株式の総数にはその自己株式の数をそれぞれ含めない。
- ③ 同族会社の判定における同族関係者等の範囲
- ・株主等の親族(配偶者、6親等内の血族及び3親等内の親族)等
  - ・判定会社株主等の1人及びその者の同族関係者である個人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式等の50%超に相当する会社等

### 法人税法第2条第10号(同族会社の意義)

会社の株主等(その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。)の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

### 法人税法施行令第4条(同族関係者の範囲)

法第2条第10号(同族会社の意義)に規定する政令で定める特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。

- 一 株主等の親族
  - 二 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - 三 株主等（個人である株主等に限る。次号において同じ。）の使用者
  - 四 前三号に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
  - 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 2 法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる会社とする。
- 一 同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主等（当該会社が自己の株式又は出資を有する場合の当該会社を除く。以下この項及び第四項において「判定会社株主等」という。）の一人（個人である判定会社株主等については、その一人及びこれと前項に規定する特殊の関係のある個人。以下この項において同じ。）が他の会社を支配している場合における当該他の会社
  - 二 判定会社株主等の一人及びこれと前号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社
  - 三 判定会社株主等の一人及びこれと前二号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社
- 3 前項各号に規定する他の会社を支配している場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。
- 一 他の会社の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合
  - 二 他の会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数（当該議決権を行使することができない株主等有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合
    - イ 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
    - ロ 役員を選任及び解任に関する決議に係る議決権
    - ハ 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
    - ニ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権
  - 三 他の会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合
- 4 同一の個人又は法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）と第二項に規定する特殊の関係のある二以上の会社が、判定会社株主等である場合には、その二以上の会社は、相互に同項に規定する特殊の関係のある会社であるものとみなす。
- 5 法第2条第10号に規定する政令で定める場合は、同号の会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと同号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の第三項第二号イからニまでに掲げる議決権のいずれかにつきその総数（当該議決権を行使することができない株主等有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合又はその会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合とする。
- 6 個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には、当該者が有する議決権は当該個人又は法人が有するものとみなし、かつ、当該個人又は法人（当該議決権に係る会社の株主等であるものを除く。）は当該議決権に係る会社の株主等であるものとみなして、第三項及び前項の規定を適用する。

**(株式会社における同族会社の判定) 1-3-1**

株式会社が同族会社であるかどうかを判定する場合において、法第2条第10号《同族会社の意義》の株式又は出資の数又は金額による判定により同族会社に該当しないときであっても、例えば、議決権制限株式を発行しているとき又は令第4条第5項《同族関係者の範囲》に規定する「当該議決権を行使することができない株主等」がいるときなどは、同項の議決権による判定を行う必要があることに留意する。

(注) 法第2条第10号に規定する「株式」及び「発行済株式」には、議決権制限株式が含まれる。

**(名義株についての株主等の判定) 1-3-2**

法第2条第10号《同族会社の意義》に規定する「株主等」は、株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等によるのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者を株主等とする。

**(生計を維持しているもの) 1-3-3**

令第4条第1項第4号《同族関係者の範囲》に規定する「株主等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの」とは、当該株主等から給付を受ける金銭その他の財産又は給付を受けた金銭その他の財産の運用によつて生ずる収入を日常生活の資の主要部分としている者をいう。

**(生計を一にすること) 1-3-4**

令第4条第1項第5号《同族関係者の範囲》に規定する「生計を一にする」こととは、有無相助けて日常生活の資を共通にしていることをいうのであるから、必ずしも同居していることを必要としない。

**(同族会社の判定の基礎となる株主等) 1-3-5**

同族会社であるかどうかを判定する場合には、必ずしもその株式若しくは出資の所有割合又は議決権の所有割合の大きいものから順にその判定の基礎となる株主等を選定する必要はないのであるから、例えばその順に株主等を選定した場合には同族会社とならない場合であっても、その選定の仕方を変えて判定すれば同族会社となるときは、その会社は法第2条第10号《同族会社の意義》に規定する同族会社に該当することに留意する。

**(議決権を行使することができない株主等有する議決権の意義) 1-3-6**

令第4条第3項第2号《同族関係者の範囲》に規定する「議決権を行使することができない株主等有する当該議決権」には、例えば、子会社の有する親会社株式など、その株式の設定としては議決権があるものの、その株主等有することを理由に会社法第308条第1項《議決権の数》の規定その他の法令等の制限により議決権がない場合におけるその議決権がこれに該当する。令第4条第5項に規定する「議決権を行使することができない株主等有する当該議決権」についても、同様とする。

**(同一の内容の議決権を行使することに同意している者の意義) 1-3-7**

令第4条第6項《同族関係者の範囲》に規定する「同一の内容の議決権を行使することに同意している者」に当たるかどうかは、契約、合意等により、個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している事実があるかどうかにより判定することに留意する。

(注) 単に過去の株主総会等において同一内容の議決権行使を行ってきた事実があることや、当該個人又は法人と出資、人事・雇用関係、資金、技術、取引等において緊密な関係があることのみをもっては、当該個人又は法人の意思と同一の

**(同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の同族会社の判定) 1-3-8**

令第4条第6項《同族関係者の範囲》の規定により当該議決権に係る会社の株主等であるものとみなされる個人又は法人は、法第2条第10号《同族会社の意義》の株式又は出資の数又は金額による同族会社の判定の場合にあつては、株主等とみなされないことに留意する。

令第4条第3項第1号《他の会社を支配している場合》の他の会社の判定に当たっても、同様とす

る。